

桜校区地域協働協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、桜校区地域協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、桜小学校区住民の連携とつながりを深め、地域の特性を活かしながら、だれもが住みよいまちづくりと地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する事業の企画立案及び実施
- (2) 各種地域団体等との連携調整
- (3) 桜小学校区住民の福祉向上や地域コミュニティの活性化に関する調査研究
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 桜小学校区内で活動する地域団体の代表者等
- (2) 協議会の趣旨及び目的に賛同し、参画を希望する桜小学校区の住民
- (3) その他、会長が必要と認める者

2 前項にかかげる者は協議会の委員となる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 書 記 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 部会長 | 3名 |
| (6) 副部会長 | 3名 |
| (7) 監 事 | 2名 |
| (8) 理 事 | 若干名 |

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、書記、会計、部会長、副部会長、監事及び理事は総会において委員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、協議会の運営事務を処理する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 部会長は、協議会の中に設置された部会を運営統括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計及び業務の執行状況を監査する。
- 8 理事は、会長の指示を受けて事務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは会長が指名し、役員会で承認を得て補充をする。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関であって、第4条に規定する委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。
- 4 総会は、毎年1回以上開催し、次に掲げる事項について審議、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (4) 役員を選任に関すること
 - (5) その他、会長が必要と認めること
- 5 総会は、委任状を含めた委員の過半数をもって成立する。
- 6 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 協議会に役員会を置き、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、次に掲げる事項について審議、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事案に関する事
 - (2) 総会を招集することが困難な場合における緊急事項に関する事
 - (3) 協議会の運営に関する事
 - (4) 専門部会に関する事
 - (5) その他、会長が必要と認める事
- 4 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第11条 協議会に、以下の部会を置きそれぞれの役割を担う。

- (1) 福祉部会
地域福祉の向上に関する事。
 - (2) 総務部会
組織全体に関わる事務に関する事。
 - (3) 安心安全部会
地域の防災及び防犯に関する事。
- 2 部会活動は、部会長が統括し、活動状況を役員会及び総会において適宜報告する。
 - 3 総会の承認をもって、新たに部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を桜小学校区内に置く。

(会計)

第13条 協議会の経費は、市交付金のほか、その他補助金、参加者負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(情報の公開)

第15条 会長は、桜小学校区住民が、目的、事由を明示して協議会の活動資料や会計帳簿の閲覧を求めたときは、業務に支障のないかぎり、これに応じなければならない。

2 協議会の事業は、協議会広報誌、その他の媒体を通じて、定期的に住民に公開されなければならない。

(委任事項)

第16条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成27年3月16日から施行する。

この規約は、平成28年5月17日から施行する。